

事 務 連 絡

平成 2 8 年 6 月 1 6 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課

「熱中症対策」表示ガイドラインの改訂について

標記ガイドラインについては、平成 24 年 4 月 19 日付けにて全国清涼飲料工業会により制定されたところではありますが、この度、ガイドラインの一部改訂がなされ、別添（写）のとおり提出がありましたので、参考までに送付いたします。

「熱中症対策」を標榜する製品群については、「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」に基づき、その物の成分本質、形状及び使用目的等を総合的に検討の上、個々に医薬品に該当するか否かを判定されたい。



全清飲発第 16048 号

2016年6月9日

厚生労働省 医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長 殿

一般社団法人



「熱中症対策」表示ガイドラインの改訂

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また日頃より御指導賜り厚くお礼申し上げます。

夏場の熱中症対策に関し、2012年4月に清涼飲料水への「熱中症対策」表示について、業界としてのガイドラインをまとめ、運用しております。

2015年4月施行の食品表示基準により、栄養成分の量として従前はナトリウムの量で表示していたものは、食塩相当量（ナトリウムの量に2.54を乗じたものをいう）で表示することとなっております。

つきましては、当該ガイドラインで示したナトリウムの量についても食塩相当量でも示し、適切な栄養成分表示と致します。

この改訂したガイドラインに基づき、業界として指導徹底していく所存ですので、今後ともより一層のご指導をよろしくお願い申し上げます。

敬具

「熱中症対策」表示ガイドライン

一般社団法人全国清涼飲料工業会
2012年4月19日制定
2016年6月9日改訂

1. 趣旨

夏場の熱中症予防対策として、厚生労働省のHPなどでも、水分だけでなく塩分を合わせて摂取することが推奨されていることから、「熱中症対策」とPOPなどで表示できるスポーツドリンクなどの飲料の範囲を明確にすることにより、正確な情報伝達と市場の混乱防止に寄与する。

2. 適用

ナトリウム濃度として、少なくとも、飲料100ml あたり40～80mg※1 含有する清涼飲料水。

(※1 この値は、厚生労働省HPのマニュアル記載の値に基づく。食塩相当量として0.1～0.2g。)

→ 参考:厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/06/h0616-1.html>

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0906-1.html>

3. 前項の基準を満たしたもののみ、「熱中症対策」の用語を使用することができる。※2

(※2 「熱中症予防」「熱中対策」など、これと紛らわしい表示は使用しない。)

4. 商品名、製品の容器包装、製品段ボールへの表示に、この用語を使用してはならない。※3

(※3 使用可能な具体例:テレビCM、店頭POP、ポスター、説明会など)

5. 食品表示基準の施行に伴い、栄養成分の量として従前はナトリウムの量で表示していたものは、食塩相当量(ナトリウムの量に2.54を乗じたものをいう)で表示する。

経過措置は、食品表示基準に定める通りとする。

以上